

議案第 5 8 号

海老名市一般職の職員の給与に関する条例及び海老名市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部改正について

海老名市一般職の職員の給与に関する条例及び海老名市一般職の任期付職員の採用
等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 1 1 月 1 3 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

人事院勧告及び神奈川県人事委員会勧告を踏まえ、一般職の職員及び任期付職員の
期末手当の額を引き下げたいため

海老名市一般職の職員の給与に関する条例及び海老名市一般職の任期付
職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 海老名市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「「100分の130」とあるのは「100分の170」」を「「100分の125」とあるのは「100分の165」」に改める。

第4条 海老名市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「「100分の125」とあるのは「100分の165」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」」に改める。

附 則

この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は令和3年4月1日から施行する。